

空き家の適正管理についてのお願い

良好な地域環境のために

空き家の所有者等は、次のようなことに心がけてください。

- 定期的に敷地内の雑草や樹木の剪定を行い、こまめな換気や建物に破損がないかなど空き家の状態を点検する。
- 自分で管理できない場合は、業者などに依頼する。
- 不審者が侵入しないように施錠などを徹底する。
- 外壁等の破損や倒壊の危険がある場合は、早めに修繕、解体などを行う。
- 長期間不在となる場合や、空き家にする場合は、ご近所や自治会の方に連絡先を伝えておく。

など

空き家の適正管理は、所有者の責務です

空き家の適正な管理を怠ると、建物の老朽化による屋根・外壁の飛散や倒壊の危険性、不法侵入や放火の恐れなど、安全、衛生、防犯、景観の面から様々な問題が発生します。

安全

災害や老朽化による物の飛散や倒壊

景観・衛生

景観の悪化やゴミの放置、雑草の繁茂

防災

不審火や放火による火災

防犯

空き巣や不審者の侵入

建物が傷み、瓦や外壁などの落下や塀の破損などによって、他人に損害を与えた場合は、所有者等が損害賠償等の管理責任を問われることがあります。

隣地や道路への草木の越境

強風などで屋根や外壁の飛散

雑草が生い茂る

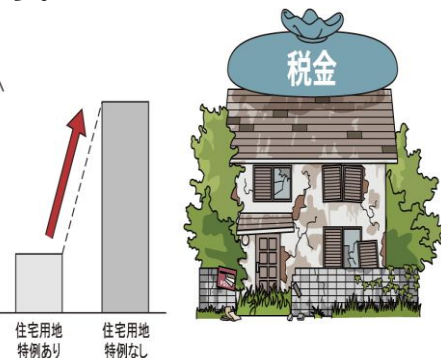
放火や不審者の侵入動物のすみかになる

管理不全な空き家の対応

空き家をそのまま放置し、特定空き家等と判断され、勧告を受けた場合、**住宅用地特例(1/6等に減額)を解除**され固定資産税が高くなる可能性があります。

「特定空き家等」とは、空き家等のうち次のような状態をいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態。
- ・著しく衛生上有害となる恐れのある状態。
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。



【問い合わせ先】

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

平群町役場 都市建設課 住宅係

☎0745-45-2077 (直通)

 平群町